

## 1、目的

本報告の目的は、「社会学を基盤にした臨床系専門職構想」について討議する必要性を提起することである。現在、社会学科や社会学系大学院を出られた卒業生の中には、大学や自治体、NPO等、場は様々であるが、実践的な対人援助職、具体的には相談員や支援員等の職に就いている方が、一定程度いる。相談員等をされている方からは、社会学という専門領域の知識を学んだことは、そうした相談援助の仕事や活動に、かなり役立っているという話を聞く。個人が抱える様々な生活上の問題を社会構造や社会関係と重ね合わせて考えるという社会学の視点、人びとの行動や考え方には立場によって大きな違いがあることを理解し人の行動を多様な視点から理解することの重要性、諸問題を様々な資源および資源に関する情報の提供や社会関係調整などで改善していく手法、さらにはそうした相談援助の基礎になる人々の話を的確に聞き誰にでも伝わるような文書等に記述していくヒアリングの技術等、「社会学を学んだからこそ、できていると感じることは多い」と。けれども、そうした社会学の知識や技術は、専門的知識としてはほとんど評価されていないという。相談や支援と言えば、カウンセラー等の心理職、あるいは社会福祉士のような福祉職のイメージが強く（そのどちらも公的な資格として制度化されている）。その資格取得要件には社会学はほとんど入っていない。それゆえ、社会学科の卒業生であることは、相談員や支援員等に必要な専門的知識を持っているとはみなされず、彼らの相談員・支援員の仕事は資格がないまま「誰にでもできる簡単な仕事」だとみなされがちであり、賃金等労働条件の上でも不利になることがあるという。確かにこれまで社会学は、相談員・支援員等の対人支援職にとって有用な専門的知識であることをあまり強くは主張してこなかった。しかし、本当にそのままでよいのだろうか？

## 2、論点整理

問題を整理してみよう。従来から相談や支援に関わる職は、カウンセラーとソーシャル・ワーカーという二つの系列に分けられてきた。カウンセラーとソーシャル・ワーカーの違いは、扱う悩みや不安の違いにあり、カウンセラーがこころの問題、つまり目に見えない不安や悩みを、本人が解決、あるいは克服していくヒントを与えていくのに対し、ソーシャル・ワーカーは、介護の不安や経済的不安等具体的な目に見える不安や悩みを解決する情報を提供する、あるいは解決できる機関・人物につなげていくことを仕事にするという。前者の代表的な資格としては、2015年に国家資格となった公認心理師がある。後者にはやはり国家資格である社会福祉士や精神保健福祉士などがあり、ソーシャル・ワーカーという言葉は、それらの資格取得者の総称として位置付けられている。社会学出身の卒業生たちが行っている仕事の内容は、これら二つの系列のうち、後者のソーシャル・ワーカーに近い。けれども従来ソーシャル・ワーカーは、「社会福祉士及び介護福祉士法」「精神保健福祉士法」によって定められた資格とほぼ同一視されていて、その二つの資格が想定している問題から外れた多様な問題に対する相談事業に従事することは考慮されていない。他方現在様々な領域で相談・支援事業が行われており（「ひきこもり問題」「若者支援」「女性相談」「DV被害者支援」など）、それらの領域では制度的な支援が手薄であるために、ソーシャル・ワークは「こころの悩み」と区別されないままになっている。つまり、必要とされているのは、社会福祉士や精神保健福祉士以外にも、ソーシャル・ワークの仕事が必要とされていることの社会的認識の確立であり、そうした仕事の専門性の確立なのだと思う。それが無いために、実際には相談援助の仕事にとって十分な知識を持っている社会学卒業生が彼らの能力を十分評価されない状況にあるのではなからうか。以上問題提起としたい。